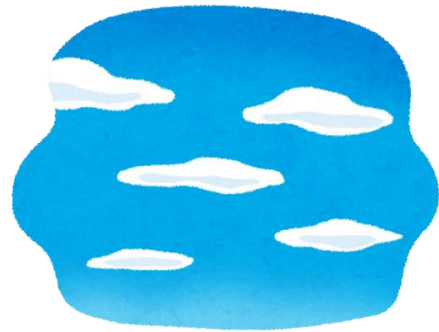


**市川市分譲マンション共用部分等
あんしん住宅助成事業のご案内**



【問い合わせ先】

市川市 街づくり部 街づくり整備課

〒272-0023

市川市南八幡 2-20-2 第2庁舎3階

電話 : 047-712-6327

F A X : 047-712-6326

2021年5月

1. 本助成事業の目的

安心して居住することのできる分譲マンションの普及を図ることを目的として、平成25年度から実施している『あんしん住宅助成制度（戸建住宅、マンションの専有部分が対象）』を拡充したものです。

2. 補助の対象者

- ・市内にある分譲マンションの管理組合

3. 補助対象となるマンション

- ・検査済証の交付を受けていること
- ・管理規約があること

4. 補助対象となる工事

- ・敷地又は共用部分において行う工事で、次のいずれかのもので
（※店舗、事務所等のための共用部分等は、助成の対象外となります。）

① バリアフリー

- ・手すりの設置 ・段差の解消 ・通路、出入口の幅の拡張 ・引戸への変更 など

② 居住部分の浸水対策 （※駐車場の浸水対策は助成の対象外となります。）

- ・盛り土 ・防水板の設置 など

5. 補助金の交付額

- ・「対象工事費の1/3」又は「10万円×住戸数」のいずれか少ない額（限度額100万円）

6. 施工業者の要件

- ・市内に主たる事務所を有する事業者又は市内に居住する個人事業者

7. ご注意いただく事項

- ・工事前に申請してください。工事中、工事後は申請できません。
- ・申請した年度の3月までに工事を完了してください。
※3月に工事完了した場合の実績報告期限は3月末日になります。
- ・本助成は同一のマンションに対して1回限りとなります。

8. 手続きの流れ

・申請前に、街づくり整備課へ事前相談をする

予算の範囲内での助成となるため、工事内容と補助金額について、申請前にご相談ください。

・申請する工事について、マンションの総会等で決議される

直近のマンションの総会等で決議されていることが必要となります。

・業者から見積りを取る

・必要な書類を揃える

(1) 申請書の提出(交付申請)

街づくり整備課に申請書類をお持ちください。郵送や支所等では受付できません。
申請書類の審査を行います。

(2) 交付決定通知書の受取

補助予定金額が決まります。

(3) 契約・工事の実施

交付決定通知書の発行日以降に、事業者と工事契約を交わし、工事を開始してください。
※工事を始める前、中、後の写真を必ず撮ってください。
※工事中に変更等が生じる場合は、速やかに市にご連絡ください。

(4) 実績報告書の提出

工事が完了し、事業者への支払いが完了したら、30日以内に街づくり整備課へ報告してください。実績報告書の審査を行います。

(5) 額確定通知書の受取

補助金額が決まります。

(6) 交付請求書の提出

街づくり整備課へ提出してください。

(7) 補助金の受領

交付請求書の受付後約1ヶ月で、交付請求書で指定された口座へ補助金が振り込まれます。

9. 手続きに必要な書類等

1) 申請書の提出（交付申請）時

1	交付申請書	様式第 1 号
2	管理規約の写し	
3	検査済証の交付を受けたことを確認できる書類	交付申請書（様式第 1 号）に同意の旨を明記することにより省略可
4	補助対象工事がマンションの住宅性能の向上に効果があることを確認できる書類	工事概要書に工事内容を記載する（手すりや防水板のカタログコピーなど、参考資料を添付）
5	工事図面（工事箇所及び工事内容が分かるもの）	
6	現況写真	撮影日入りのもの
7	市内の施工業者であることが確認できる書類	建設業許可証の写し等
8	管理組合の代表者（理事長）であることが確認できる書類	法人の場合は登記簿謄本、非法人の場合は集会議事録、代表者証明書等
9	住戸数（居住用）が分かる書類	
10	申請工事が、管理組合の総会等で決議されたことが分かる書類	総会等の議事録、工事施工決議書、等
11	見積書の写し	
12	委任状	申請者以外が申請する場合
13	申請者の本人確認書類の写し	申請者以外が申請する場合

2) 実績報告時

1	実績報告書	様式第 9 号
2	工事を始める前、途中及び完成後の写真	撮影日入りのもの
3	契約書の写し	
4	領収書の写し	
5	工事内容、金額等の内訳が確認できる書類	申請時から変更がない場合は不要
6	住戸数（居住用）が分かる書類	

3) 交付請求時

1	交付請求書	様式第 11 号
2	預金通帳の写し	振込口座の名義が確認できるもの

10. 補助金交付決定の取消し及び返還について

・申請者が偽りその他不正な手段等により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことや、既に交付された補助金の返還を命じることがあります。